

京都市告示第657号

平成26年3月31日京都市告示第573号（京都市建築基準法施行細則第19条の5に基づく排煙設備に関するものの指定）の一部を次のように改めます。

平成30年3月29日

京都市長 門川 大作

題名を「京都市建築基準法施行細則第19条の6に基づく排煙設備に関するものの指定」に、柱書き中「第19条の5」を「第19条の6」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)